

第四次薬物乱用防止五か年戦略

平成25年 8 月
薬物乱用対策推進会議

目 次

1	はじめに	1
2	特に留意すべき課題	1
	(1) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物への対応	1
	(2) 薬物の再乱用防止対策の強化	2
	(3) 国際的な連携・協力の推進	2
3	戦略目標	2
4	5つの目標	4

目標 1

	青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進	4
	(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化	4
	(薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実)	
	(薬物乱用防止教室の充実強化)	
	(学校と警察等関係機関・団体との連携強化)	
	(大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)	
	(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進	5
	(労働関係機関・団体等による啓発の充実)	
	(街頭キャンペーン等による啓発の充実)	
	(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成	6
	(家庭や地域における薬物乱用防止に関する啓発の推進)	
	(薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請)	
	(4) 広報啓発活動の強化	6
	(街頭キャンペーン等による啓発の充実)	
	(薬物乱用防止広報車の有効活用)	
	(若い世代向けの様々な広報媒体を活用した啓発の推進)	
	(5) 関係機関による相談体制の充実	7
	(相談機関間の連携強化)	
	(少年相談専門職員等の育成及び資質の向上)	
	(相談窓口の周知)	
	(6) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化	8

- (学校等に対する健康被害事例についての情報提供)
- (少年補導活動の推進)
- (関係機関・団体等と連携した未然防止対策及び広報啓発の強化)

目標 2

- 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- (1) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実・・・・・・・・・・・・・10
 - (治療回復プログラムの作成)
 - (治療回復プログラムの普及)
 - (民間団体・関係機関等との連携強化)
 - (2) 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化・・・・・・・・・・・・・10
 - (矯正施設における指導・教育の充実強化)
 - (保護司適任者確保と活動基盤の強化)
 - (更生保護施設等における指導・教育の充実強化)
 - (矯正施設入所中からの出所を見据えた生活環境の調整の充実強化)
 - (保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化)
 - (相談窓口の周知及び相談体制の充実)
 - (民間団体・関係機関等との連携強化)
 - (3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実・・・・・・・・・・・・・12
 - (相談窓口の周知及び相談体制の充実)
 - (民間団体・関係機関等との連携強化)
 - (4) 青少年の再乱用防止対策の充実強化・・・・・・・・・・・・・13
 - (「若年層向け薬物再乱用防止プログラム」等の普及)
 - (立ち直り支援活動の推進)
 - (5) 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進・・・・・・・・13

目標 3

- 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- (1) 組織犯罪対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - (薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進)
 - (薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底)
 - (厳正な科刑の獲得)
 - (捜査手法の活用等)
 - (イラン人等外国人薬物密売組織対策の推進)

- (2) 犯罪収益対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 (薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化)
 (薬物犯罪収益等の剥奪の徹底)
 (薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)
- (3) 巧妙化する密売方法への対応・・・・・・・・・・・・ 17
- (4) 末端乱用者に対する取締りの徹底・・・・・・・・・・ 18
- (5) 正規流通への監督の徹底・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (6) 関係機関の連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (7) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 (指定薬物への迅速かつ効果的な指定の推進)
 (販売業者に対する監視指導・取締りの強化)

目標 4

- 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止・・・・・・・・ 20
- (1) 密輸等に関する情報収集の強化・・・・・・・・・・・・ 20
 (民間からの情報収集の強化)
 (組織・装備の強化)
 (原料物質の輸出入対策・管理体制の強化)
- (2) 密輸取締体制の強化・充実・・・・・・・・・・・・・・ 21
 (関係機関の連携強化)
 (海上、港湾等監視・取締体制の強化)
 (密輸リスクに対応した取締りの実施)
 (密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等)
 (様々な捜査手法の活用)

目標 5

- 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進・・・・・・・・ 23
- (1) 多様化する密輸ルート の 解明 と 海空路 による 密輸 への 対応 の 充実 強化
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 (国際的な取締体制の構築)
 (密輸組織の実態解明と取締方策の充実)
 (密輸等に関する薬物分析の推進)
- (2) 国際会議等、国際枠組みへの積極的な参画・・・・・・・・ 24
- (3) 我が国への主要な仕出国・地域等との連携・協力の推進・・・・ 24

1 はじめに

我が国の薬物乱用防止対策は、平成20年8月の第三次薬物乱用防止五か年戦略を受け、青少年による薬物乱用の根絶及び規範意識の向上、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及び再乱用防止の推進、薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底、水際対策の徹底及び国際的な連携・協力の推進の4点を戦略目標として諸対策を推進してきたところである。

最近の薬物情勢は、平成24年中の少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員は2,131人と、5年前の65.8%（平成19年3,239人）、少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員は809人と、同じく5年前の50.1%（平成19年1,614人）の水準にまで減少する等、一定の成果が見られるところである。

しかしながら、薬物情勢全体について見ると、覚醒剤事犯の検挙人員は11,842人に上り、5年前と比べても横ばいで（平成19年12,211人）、高止まりの状況にあるほか、再犯者率は61.1%と60%を超え、5年前から5.4ポイント増加し、過去15年間で最高を更新した。

また、合法ハーブ等と称して販売される薬物が蔓延し、これを使用した者が二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が多発している。この種薬物に対しては、平成18年の薬事法改正により指定薬物制度が導入されたところではあるが、指定薬物に指定しても新たな未規制の類似物質が次々と出現することに加え、店頭、インターネット等により、容易に入手することが可能となっている。

さらに、密輸入事犯については、覚醒剤密輸入事犯の摘発が高水準で推移しているほか、外国人が摘発されることが多く、その国籍や仕出国・地域の多様化が進んでいる。また、覚醒剤の押収量は466.6kgと過去5年間で最多となったほか、末端価格が値下がり傾向で推移していることから、国内における覚醒剤の安定した供給がうかがわれるなど依然として厳しい情勢にある。

このため、新たな薬物乱用防止五か年戦略を策定し、引き続き政府を挙げた総合的な対策を講ずることにより、薬物乱用の根絶を図ることとする。

2 特に留意すべき課題

(1) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物への対応

最近、合法ハーブ等と称して販売される薬物を使用した者が二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が多発している。平成25年5月には、麻薬取締官（員）に指定薬物に対する取締権限を付与するほか、指定薬物の疑いがある製品に対する試験検査のための収去規定を新設する法改正が行われたところである。こうした観点から、この種薬物の指定薬物への迅速な指定、

販売業者に対する指導監督及び各種法令を駆使した検挙、国民に対する効果的な広報啓発活動等を推進するなど、新たな乱用薬物に迅速・的確に対応する必要がある。

(2) 薬物の再乱用防止対策の強化

覚醒剤事犯検挙人員の約6割は再犯者であり、再乱用防止対策の強化が喫緊の課題である。薬物の再乱用防止を図るためには、従前の薬物中毒・依存症者に対する対策だけでなく、薬物の中毒・依存に至る前の乱用の段階から、それぞれの薬物乱用者に応じた早期の対応を行うことが重要となっている。また、薬物依存に至った者の再犯防止を図るための対策としては、平成25年6月に刑の一部の執行猶予制度を導入する法律が制定されたところである。これらを踏まえて、効果的な治療回復プログラムの開発・普及を推進し、関係機関・団体が連携を密にして、薬物乱用者の社会復帰支援や、薬物乱用者の家族への支援を実施していく必要がある。

(3) 国際的な連携・協力の推進

覚醒剤等、我が国で流通する乱用薬物のほとんどは外国から密輸入されたものと考えられることから、薬物乱用の根絶を図るためには、その需要の削減を図るだけでなく、供給を遮断することが重要となる。とりわけ近年は、薬物の仕出国・地域、ルートが多様化し、従来のアジア・北米を中心とした地域だけでなく、欧州、中近東諸国、アフリカ、中南米を仕出地とする摘発が増加している。このため、これまで以上に幅広い諸国との間で連携を強化し、薬物の密輸阻止に向けた国際的な連携・協力体制を構築する必要がある。

3 戦略目標

本戦略については、以下の目標を設定し、薬物乱用対策推進会議の下に関係省庁が緊密に連携し、各目標の達成に向けた取組を推進する。

目標1・・・青少年(※)、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

目標2・・・薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

目標3・・・薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

目標 4 ・ ・ 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

目標 5 ・ ・ 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

(※)「青少年」とは、乳幼児期から青年期（おおむね18歳から30歳まで）までの者をいう。

4 5つの目標

目標 1

青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

青少年による薬物乱用の未然防止には、青少年が薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持ち薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させるとともに、家庭や地域社会において青少年に薬物乱用をさせない環境整備の推進を目指す必要がある。

平成20年に策定された「第三次薬物乱用防止五か年戦略」の諸対策は、薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒の割合が高くなるなど規範意識の向上、少年の覚醒剤や大麻事犯の検挙者人員の継続的な減少及びそれらの事犯全体における少年の割合の低下など一定の成果を上げているものと認められる。

その一方で、大麻事犯については、20歳代の検挙人員においても減少傾向が認められるものの、平成24年中の大麻事犯全体の約45%を占めており、依然として若者を中心に乱用されている状況がうかがわれる。また、近年、合法ハーブ等と称して販売される薬物等、乱用される薬物が多様化しており、若者への広がりが懸念されている。

このような状況を踏まえ、以下の対策を講ずることとする。

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

児童生徒等の薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図るためには引き続き小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止に関する指導の徹底と、教育内容の充実を図るとともに、大学等における学生に対する啓発を推進する必要があるため、以下のような取組を行う。

(薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実)

- ・ 学校における薬物乱用防止教育は、小学校「体育」、中学校及び高等学校「保健体育」の時間はもとより、「特別活動」、「総合的な学習の時間」、「道徳」等も活用しながら、学校教育全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。(文部科学省)
- ・ 児童生徒が、薬物乱用の有害性・危険性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにし、それらの知識を活用

する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫が行われるよう一層の周知を図る。（文部科学省）

- ・ 薬物乱用防止に関する教材等を作成・配布するとともに、指導者に対する研修機会の拡充を図る。（警察庁、文部科学省、厚生労働省）

（薬物乱用防止教室の充実強化）

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。（警察庁、文部科学省）
- ・ 薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得るため、関係機関等との連携の充実を図る。（警察庁、財務省、文部科学省、厚生労働省）
- ・ 教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、体育・保健体育における指導状況等への理解を深めるため、国、都道府県、関係機関等が開催する研修会を充実する。（文部科学省）

（学校と警察等関係機関・団体との連携強化）

- ・ 学校警察連絡協議会等において情報交換するなど、警察と学校関係者等との連携を一層強化する。（警察庁、文部科学省）
- ・ 薬物乱用防止教育の充実強化に資するべく、関係機関・団体等による研修会の開催や参考資料等の作成が促進されるよう、一層の連携強化を図る。（警察庁、文部科学省、厚生労働省）

（大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進）

- ・ 大学等の学生に対して、薬物乱用防止に関する啓発活動を推進する。（警察庁、文部科学省）
- ・ 大学等の学生に対する薬物乱用防止のため、大学等に対し入学時のガイダンスの活用を促すとともに、その際に活用できる啓発資料を作成するなど、啓発の強化を図る。（文部科学省）
- ・ 全国の大学等における取組状況を収集し、大学等への情報を提供するなど、大学生等に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導の充実を図る。（文部科学省）

（2）有職・無職少年に対する啓発の推進

- ・ 少年の覚醒剤事犯の検挙人員のうち、有職・無職少年が大きな割合を

占めていることから、薬物乱用防止教育を受ける機会が少ない有職・無職少年に対しては、薬物乱用の未然防止に向けて薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識の伝達及び薬物乱用を絶対にしないという規範意識の向上を図る啓発が必要であるため、以下のような取組を行う。

(労働関係機関・団体等による啓発の充実)

- ・ 労働関係機関・青少年労働関係団体等における有職・無職少年を対象とした啓発の充実を図る。（厚生労働省）

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

- ・ 街頭キャンペーン等を通じて有職・無職少年に対し、薬物乱用防止に関する啓発を行う。（警察庁）

(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成

青少年による薬物乱用の未然防止には、地域社会において青少年に薬物乱用をさせない環境整備が必要であり、その推進には家庭や地域における薬物根絶意識の醸成を図る必要があるため、以下のような取組を行う。

(家庭や地域における薬物乱用防止に関する啓発の推進)

- ・ 研修会の開催、各種啓発資材の活用による薬物乱用防止指導員の資質の向上を図る。（厚生労働省）
- ・ 青少年の保護者向けの啓発読本の作成・配布と、家庭における青少年に対する薬物乱用防止教育の充実を図る。（文部科学省、厚生労働省）
- ・ 少年の保護者や地域社会を対象とした薬物乱用防止に関する啓発を行う。（警察庁）

(薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請)

- ・ 地域社会や関係機関等と連携した街頭補導活動の一層の強化により、薬物乱用少年の早期発見・補導に努める。（警察庁）
- ・ 少年のたまり場となりやすい店舗の営業者に対し、警察への通報等について協力要請を継続する。（警察庁）

(4) 広報啓発活動の強化

薬物乱用未然防止のための広報啓発活動は従来より積極的に行っているところである。引き続き、薬物乱用による健康被害等の危険性について国民に更に深く理解を促すため、以下のような取組を行う。

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

- ・ 「薬物乱用防止のための指導指針に関する宣言」(国連薬物乱用防止根絶宣言)支援事業として行われる「「ダメ。ゼッタイ」普及運動」(6月20日～7月19日)を始め、「不正大麻・けし撲滅運動」(5月～6月)、「薬物乱用防止広報強化期間」(6月～7月)、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)、「社会を明るくする運動」(7月)、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」(10月～11月)及び「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)等において、青少年及び青少年育成関係者に対し、薬物乱用の有害性・危険性及び薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を一層積極的に展開する。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)
- ・ 関係機関、ボランティア団体等とともに街頭キャンペーン等を実施する。(警察庁)
- ・ インターネット、テレビ、新聞、ラジオ等各種広報媒体を活用して広報啓発活動を推進する。(内閣府、警察庁、財務省、文部科学省、厚生労働省)
- ・ 広報啓発活動に使用するポスター、パンフレット、チラシ等の内容の充実を図る。(警察庁、文部科学省、厚生労働省)

(薬物乱用防止広報車の有効活用)

- ・ 「薬物乱用防止広報車」の有効的な活用により、薬物乱用の有害性・危険性についての正しい知識の普及を図る。(警察庁、文部科学省、厚生労働省)

(若い世代向けの様々な広報媒体を活用した啓発の推進)

- ・ 新入社員研修、成人式、その他若者が集まる多様な場において、薬物乱用防止に関する啓発・指導が実施されるよう努めるとともに、啓発・指導用の教材・資料や講師に関する情報提供等の支援を行う。(警察庁、厚生労働省、内閣府)
- ・ インターネットカフェ等のパソコン待受画面における注意喚起、若者が集まる施設における啓発活動等、様々な形態・媒体を通じた啓発を進める。(内閣府、厚生労働省、警察庁)

(5) 関係機関による相談体制の充実

地域住民の相談に的確かつ素早く対応できるよう相談体制を充実させるため、以下のような取組を行う。

(相談機関間の連携強化)

- ・ 相談機関間の一層の連携強化を図る。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)

(少年相談専門職員等の育成及び資質の向上)

- ・ 少年相談専門職員等の育成及び資質の向上を図るため、各種研修会等の充実を図る。(内閣府、警察庁、法務省)

(相談窓口の周知)

- ・ 相談窓口の周知による相談機関の積極的な活用を図る。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)

(6) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

合法ハーブ等と称して販売される薬物等を使用した者が、二次的犯罪や健康被害を起こす事例が多発していることから、更なる乱用拡大を防止するため、以下のような取組を行う。

(学校等に対する健康被害事例についての情報提供)

- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、健康被害事例についての情報提供を積極的に行う。(警察庁、文部科学省、厚生労働省)
- ・ 啓発資料を都道府県教育委員会等に対して周知し、合法ハーブ等と称して販売される薬物等を含む薬物乱用防止について適切な指導を依頼する。(文部科学省、厚生労働省)
- ・ 講演会等の機会を利用し、有害性・危険性についての正しい知識の普及を図る。(財務省)

(少年補導活動の推進)

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等を乱用・所持する少年に対する積極的な補導活動を推進する。(警察庁)

(関係機関・団体等と連携した未然防止対策及び広報啓発の強化)

- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等の関連情報を一元的に収集・提供するとともに相談に応じる「あやしいヤクブツ連絡ネット」を活用し、乱用防止及び広報啓発を行う。(厚生労働省)
- ・ 青少年にメッセージが届くようにするため、政府広報において青少年に訴求力の高い広報媒体や手法を活用し、合法ハーブ等と称して販売さ

れる薬物等の危険性を周知する。（内閣府）

- ・ インターネットにおける流通拡大を防止するため、検索サービス提供者において、この種薬物を検索した場合に薬物の危険性を広報するホームページへ誘導する自主的な取組が効果的に行われるよう、必要な支援を行う。（内閣府）
- ・ 内閣府ホームページに合法ハーブ等と称して販売される薬物に関するコーナーを設け、この種薬物の危険性や法制度、政府の取組等を紹介することにより、啓発活動の充実を図る。（内閣府）
- ・ 各種広報媒体を効果的に活用し、広報啓発を強化するよう各都道府県の青少年担当部局に依頼する。（内閣府）
- ・ 啓発ポスターやチラシを、消費生活センター等の協力を得て配布する。（内閣府、消費者庁、厚生労働省）
- ・ 海外旅行者等に対しこの種薬物も含めた薬物の危険性について関係省庁と連携して注意喚起を行う。（財務省、内閣府）
- ・ 乱用拡大を防止するため、関係機関・団体等と連携して新たな乱用薬物に関する情報提供・広報啓発活動を的確に行う。（警察庁、厚生労働省）

目標 2

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

薬物を乱用してしまった場合には、早期発見・早期対応が重要となり、薬物乱用者の状態及び状況に応じた対応が必要である。その際、薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援は不可分であること等を踏まえる必要がある。

薬物依存症については未だ治療法が確立されていないため、各種開発研究を進めながら、その成果を関係領域に還元しつつ、現状で動員可能な対応法・社会資源の有効活用を追求して行く必要がある。

また、薬物依存症に対する治療を含めた対応・社会復帰には、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。

このため、以下のような対策を講ずることとする。

(1) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

幻覚・妄想等の薬物中毒症状を呈した薬物乱用者に対して、適切な医療を提供するとともに、根本的原因となる薬物依存症自体についても適切な対処を可能とする医療体制が重要であり、以下の取組を推進する。

(治療回復プログラムの作成)

- ・ 幻覚・妄想状態を呈した乱用者に対する適切な医療の提供を引き続き推進するとともに、薬物依存症者に対する依存症治療及び回復プログラムの開発を図る。(厚生労働省)

(治療回復プログラムの普及)

- ・ 効果的と思われる薬物依存症者の治療及び回復プログラムについて、医療従事者や関係機関等への普及啓発を図る。(厚生労働省)

(民間団体・関係機関等との連携強化)

- ・ 薬物依存症者の治療及び回復のための民間団体を交えた関係諸機関によるネットワーク体制を整備する。(厚生労働省)

(2) 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

薬物乱用者の薬物の再使用を防止するためには、専門的指導プログラム

の実施や帰住先・就労先の確保のための支援等、刑の一部の執行猶予制度の施行も見据えた、矯正施設入所中から社会内処遇期間を経て地域移行に至るまでの一貫した継続的かつ長期的な指導・支援を充実させるとともに、関係各機関（医療機関、取締機関、行政機関等）と民間団体（自助グループ等）との緊密なネットワーク体制を構築し、円滑な社会復帰に係る支援を充実させることが重要であることから、以下の取組を推進する。

(矯正施設における指導・教育の充実強化)

- ・ 刑事施設における薬物事犯受刑者に対する再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化並びに職員の指導技術向上を図る。（法務省）
- ・ 少年院における薬物乱用少年に対する教育プログラムの充実及び同教育プログラムの効果的な実施のための指導技術等に関する研究を推進する。（法務省）

(保護司適任者確保と活動基盤の強化)

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等に対する社会復帰支援を担っている保護司の適任者の確保が困難化していることから、保護司適任者の確保とその活動に対する支援を強化して地域における更生保護の活動基盤の強化を図る。（法務省）

(更生保護施設等における指導・教育の充実強化)

- ・ 更生保護施設等における薬物事犯の刑務所出所者等に対する支援を充実させる。（法務省）

(矯正施設入所中からの出所を見据えた生活環境の調整の充実強化)

- ・ 刑務所等入所中の薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査を充実強化し、問題性に応じた出所後の帰住先や医療的・福祉的支援の確保等に係る生活環境の調整を促進する。（法務省）

(保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化)

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等に対し、専門的処遇プログラムの実施を始めとする継続的・長期的な断薬指導及び社会復帰支援の充実強化を図る。（法務省）
- ・ 公共職業安定所等の関係機関との連携を強化するとともに、協力雇用主等のもとでの、薬物事犯者も含めた刑務所出所者等の雇用を促進する。（法務省、厚生労働省）

- ・ 薬物事犯の刑務所出所者等の再犯防止を充実するための所要の体制の整備を図る。（法務省）

(相談窓口の周知及び相談体制の充実)

- ・ 薬物乱用者が早期に相談ができるようにするための相談窓口の周知・利用促進を図るとともに、相談対応における関係機関の連携を強化する。（法務省、警察庁、厚生労働省）
- ・ 保健所、精神保健福祉センター等の相談体制を強化するため、研修等を通じて担当職員の専門性を養成する。（厚生労働省）

(民間団体・関係機関等との連携強化)

- ・ 薬物乱用者に対する支援を行っている自助グループ等の民間団体や関係機関（医療機関、取締機関、行政機関等）との連携を強化する。（法務省、厚生労働省）
- ・ 薬物事犯者に対し、民間団体や関係機関の活動等に関する情報の提供等を図る。（法務省）
- ・ 薬物依存症者からの相談内容に応じ、適切な治療・回復につながるよう、民間団体を交えた関係諸機関によるネットワーク体制を整備する。（厚生労働省）

(3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実

薬物乱用の問題への対応や薬物依存症からの回復のためには、本人への支援のみではなく、家族等による薬物乱用者への適切な対応が重要である。

薬物問題に最初に気付くのは家族などの身近な人が多いこと、長期間本人の薬物問題に巻き込まれ消耗した家族等自身のケアが必要であることから、早期発見・早期対応とともに家族等へのケアを行うため、相談窓口の周知と相談体制の充実が必要である。

家族等が地域で孤立することなく、薬物乱用・薬物依存症に関する知識を得て、適切な対処方法等について理解することが重要であり、以下のような取組を推進する。

(相談窓口の周知及び相談体制の充実)

- ・ 薬物問題に悩む家族が早期に相談が出来るようにするための相談窓口の周知・利用促進を図るとともに、相談対応における関係機関の連携を強化する。（法務省、厚生労働省）
- ・ 薬物依存・中毒者の家族等に対する民間団体の活動等に関する情報の

提供等を図る。（警察庁）

- ・ 薬物問題に悩む家族等に対し講習会等を実施し、依存性薬物による害悪及びその対処方法並びに依存症治療を支える家族関係等、依存症についての正しい知識を付与する。（法務省、厚生労働省）

（民間団体・関係機関等との連携強化）

- ・ 薬物問題に悩む家族等に対する支援を行っている自助グループ等の民間団体や関係機関（医療機関、取締機関、行政機関等）との連携を強化する。（法務省、厚生労働省）
- ・ 薬物事犯者の家族等に対し、民間団体や関係機関の活動等に関する情報の提供等を図る。（法務省）
- ・ 即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者や薬物事犯者の家族らに対して関係機関の相談窓口等が掲載されたパンフレットを未決勾留中に配布・貸与する。（警察庁）
- ・ 薬物依存症者の家族からの相談内容に応じ、適切な治療・回復につながるよう、民間団体を交えた関係諸機関によるネットワーク体制を整備する。（厚生労働省）

（４）青少年の再乱用防止対策の充実強化

青少年の薬物乱用者については、薬物乱用歴は比較的短く、「依存」よりも「乱用」がメインであるなどの特徴を有していることから、以下の事項に配慮して諸対策を推進する。

（「若年層向け薬物再乱用防止プログラム」等の普及）

- ・ 青少年による薬物再乱用防止を図るため、「若年層向け薬物再乱用防止プログラム」等に関する調査結果の内容を周知するとともに、関連する先進事例等を情報提供するなどし、「若年層向け薬物再乱用防止プログラム」の更なる普及を図る。（内閣府）

（立ち直り支援活動の推進）

- ・ 個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動を推進する。（警察庁）

（５）薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

薬物乱用の有効な対策のために、その実態を把握するための調査研究を推進していく必要がある。特に合法ハーブ等と称して販売される薬物については、新たな類似物質が次々と出現していることから、これらへの対策のために新たな薬物を迅速に把握するとともに、その使用の実態を把握す

ることが必要不可欠となっている。また、薬物依存症に対する治療法開発は世界的重要課題であるが、治療法開発のためには基礎的な研究も重要である。さらに、再乱用防止の推進のため、社会復帰のための新たな対応策等に関する調査研究を推進していく必要がある。

- ・ 薬物依存のメカニズムや慢性神経毒性に関する基礎的研究、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存・中毒者に対する医療の在り方に関する研究等を推進する。（厚生労働省）
- ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物に含まれる成分の同定、分析法の開発に関する研究を推進する。（厚生労働省）
- ・ 全国の精神科医療機関の協力の下、各施設を受診した薬物依存・中毒者の事例等、依存性薬物に関する情報の収集、分析、評価を行う。（厚生労働省）

目標 3

薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

平成20年の「第三次薬物乱用防止五か年戦略」策定以降、薬物密売組織に対し、関係機関等が連携した取締りを実施するとともに、各種施策を推進した結果、人的・資金的な面から薬物密売組織に効果的な打撃を与えた。また、末端乱用者に対する取締りを推進した結果、多数の薬物乱用者を検挙した。しかしながら、覚醒剤密輸入事犯の増加傾向や末端価格の下落傾向等から、国内に薬物が蔓延している状況がうかがわれる。さらに、近年、合法ハーブ等と称して販売される薬物乱用による二次的犯罪や健康被害事例が多発するなど、国内における根強い薬物需要や乱用薬物の多様化が懸念され、薬物の需要の根絶には至っていない。

薬物乱用を防止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅し、薬物を入手できない社会を目指すとともに、薬物密売組織の維持・拡大を支える末端乱用者に対する取締りを徹底し、薬物需要の根絶を図る必要がある。また、乱用薬物の多様化への対策の強化が必要であることから、以下の対策を講ずることとする。

(1) 組織犯罪対策の推進

我が国においては、暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織が薬物密売の中核となっている。薬物乱用を根絶するためには、薬物の供給源となっている薬物密売組織の壊滅が不可欠であることから、以下の組織犯罪対策を推進する。

(薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進)

- ・ 暴力団等による薬物密売に係る情報を集約、分析し、統一的な戦略に基づき取締りを推進する。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 組織的な薬物密売の実態解明を推進するため、捜査体制と情報分析体制の強化を図る。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 薬物密売組織に対する視察内偵のために必要な装備資器材の整備を図る。(警察庁、厚生労働省)

(薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底)

- ・ 暴力団、イラン人等外国人薬物密売組織等による薬物密売の実態解明を推進し、薬物密売組織の中枢に位置する首領や幹部の検挙を図る。

(警察庁、法務省、厚生労働省)

(厳正な科刑の獲得)

- ・ 厳正な科刑を獲得するため、業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特例法第5条の適用に努めるとともに、捜査・公判において、被疑者・被告人の悪性の立証、営利性の立証、常習性の立証等に努める。(警察庁、法務省、厚生労働省)

(捜査手法の活用等)

- ・ 組織的に敢行される薬物密売を解明するため、各種捜査手法を活用するとともに、より効果的な活用に向けた方策について検討する。(警察庁、法務省、厚生労働省)

(イラン人等外国人薬物密売組織対策の推進)

- ・ 偽造旅券等を用いて入出国する例も見られるイラン人等外国人薬物密売組織の拡大を阻止するため、個人識別情報の活用による入国審査及び偽変造文書対策等を厳格かつ的確に実施する。(法務省)
- ・ 不法滞在に関する情報の収集、分析機能を高めるとともに、摘発、収容及び送還体制を整備、強化する。(警察庁、法務省)
- ・ 関係機関による連携を強化し、イラン人等外国人薬物密売組織に係る人定等の解明の迅速化を図るとともに、密売組織構成員の役割分担等、薬物密売の実態解明を推進する。(警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・ 語学能力を備えた捜査官の育成等、通訳体制の整備・充実を図る。(警察庁、法務省、厚生労働省)

(2) 犯罪収益対策の推進

暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織が蓄えた薬物犯罪収益等は、新たな犯罪のための運転資金等に充てられ、組織の維持・強化、組織的な犯罪の助長という結果につながっている。薬物密売組織を弱体化させ、壊滅に追い込むため、資金面から打撃を与える観点から、以下の犯罪収益対策を推進する。

(薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化)

- ・ 資金情報機関(FIU)の充実・強化を図り、薬物犯罪収益等に係る実態解明活動を推進するとともに、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努める。(警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・ 犯罪収益移転防止法の規定に基づき届出が行われた薬物犯罪等に係る

疑わしい取引に関する情報について、分析手法の高度化を含め、分析能力の強化に努めるとともに、捜査機関等への迅速・的確な提供を図る。
(警察庁)

(薬物犯罪収益等の剥奪の徹底)

- ・ 薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為を罰する麻薬特例法第6条及び第7条の適用に努めるとともに、同法第19条及び第20条に基づく没収保全命令及び追徴保全命令の活用を努める。(警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・ 薬物犯罪収益等の剥奪を期すため、税務当局への課税通報の活用を図る。(警察庁、厚生労働省)

(薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)

- ・ 犯罪収益移転防止法を的確に運用し、特定事業者が行うべき取引時確認、確認記録及び取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置が確実に履行されるように、特定事業者に対する指導監督を強化する。(警察庁)
- ・ 国際的な情報交換枠組みを構築して、外国の資金情報機関(FIU)との情報交換を更に推進する。(警察庁)
- ・ 金融活動作業部会(FATF)における第四次勧告の採択等を踏まえ、マネー・ローンダリング対策の在り方について検討を加える。(警察庁)

(3) 巧妙化する密売方法への対応

薬物密売組織は、携帯電話やインターネットを利用して密売を行っており、密売方法は、巧妙化・潜在化・スピード化の度合いを強めている。こうした密売方法に対応し、密売実態を明らかにするため、以下の取組を推進する。

- ・ 巧妙化・潜在化・スピード化の度合いを強めている薬物密売を解明するため、情報収集体制の強化及び捜査協力体制の確保を図る。(警察庁、厚生労働省)
- ・ インターネットを利用した広域化する薬物密売に対処するため、情報連絡体制の強化を図るとともに、プロバイダ等との連携の強化を図る。(警察庁、厚生労働省)
- ・ サイバーパトロール、インターネット・ホットラインセンターからの通報等により、薬物密売等に関する情報の把握に努める。(警察庁)
- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売について、解析、分析

機能の強化を図る。（警察庁、厚生労働省）

- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、各種法令を活用して取締りを徹底するとともに、各種捜査手法の効果的な活用方法について検討を行う。（警察庁、法務省、厚生労働省）

（４）末端乱用者に対する取締りの徹底

薬物乱用防止のためには、薬物密売組織に対する取締りとともに、その需要削減が重要な課題であることから、末端乱用者に対する取締りを徹底するとともに、相談活動、薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成を進めるための広報啓発活動等を推進する。

- ・ 末端乱用者に対する取締りを徹底する。（警察庁、厚生労働省）
- ・ 末端乱用者の薬物への依存を断たせるため、薬物事犯に係る相談活動の充実を図る。（警察庁、厚生労働省）
- ・ 薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成を進めるため、関係機関団体と協力して、薬物に関する正しい知識の普及に努めるなどの広報啓発活動を推進する。（内閣府、警察庁、財務省、厚生労働省）
- ・ 若年層の乱用が見られる大麻事犯について、取締り方策の検討を行う。（警察庁、法務省、厚生労働省）
- ・ 末端乱用者の薬物乱用をほう助する大麻種子の不正輸入・販売者、注射器の不正販売者に対する取締り等を推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省）

（５）正規流通への監督の徹底

正規に流通している薬物が不正に売買され、あるいは乱用者の手に渡ることのないよう、医療機関等に対し、指導・監督の徹底を図るなど、不正流通の防止に努める。

- ・ 医療機関、取扱業者、薬局等への指導・監督の徹底を図る。（厚生労働省）
- ・ 麻薬・覚醒剤等原料物質の取扱業者等に対し、原料物質管理に係る指導を徹底する。（厚生労働省）

（６）関係機関の連携強化

薬物乱用防止のためには、関係省庁の緊密な連携の下に総合的な対策を講じる必要があることから、以下のとおり関係機関の連携を強化する。

- ・ 関係機関による「薬物取締強化期間」を実施する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 関係機関の定期的な情報交換会議を開催する。（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 関係機関による共同摘発を推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 関係機関間の人事交流、研修への相互派遣及び合同訓練を実施する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

(7) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物について、鑑定方法の研究を進めるとともに、鑑定の高度化を図る必要がある。また、指定薬物への迅速かつ効果的な指定を推進する。

(指定薬物への迅速かつ効果的な指定の推進)

- ・ 指定薬物等、多様化する乱用薬物の鑑定方法の研究を進めるとともに、データベース、鑑定機材、鑑定体制を充実させ、鑑定の高度化を図る。（警察庁、厚生労働省）
- ・ 指定薬物への迅速な指定、海外で流通実態のある物質を国内流通前に指定薬物へ指定すること、指定薬物の新たな包括指定等、指定薬物の迅速かつ効果的な指定を推進する。（厚生労働省）
- ・ 指定薬物に指定後も不正な流通が継続し、麻薬と同種の有害性等が確認されたものについては麻薬に指定し、規制を強化する。（厚生労働省）
- ・ 多様化する乱用薬物の成分検査が円滑に行えるよう、分析体制の整備・強化に努める。（厚生労働省）

(販売業者に対する監視指導・取締りの強化)

- ・ 規制薬物・指定薬物の取締りを強化する。（警察庁、厚生労働省）
- ・ 関係機関の連携を強化し、販売実態の把握に努め、販売する可能性がある店舗等に対し、指導・警告を実施する。（警察庁、厚生労働省）
- ・ 特定商取引法に違反しているおそれのある通信販売サイトに対し、適切な措置を講じるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。（消費者庁）

目標 4

水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

薬物の乱用防止のためには、需要の削減を図るとともに、その供給を遮断することが肝要である。覚醒剤を始め、我が国で乱用される薬物のほとんどが外国から密輸入されたものと考えられることから、薬物の密輸を阻止するため、水際対策の徹底を引き続き図るとともに、薬物の原料物質についても適切な貿易管理を行うことが必要である。

不正薬物の密輸阻止に向けた水際対策の徹底を図っていくためには、特に密輸等に関する情報収集の強化と密輸取締体制の強化が重要である。情報収集の強化においては、民間も含めた国内関係者からの情報収集の強化及びそのための体制の強化・充実を図ることが重要である。また、密輸取締体制の強化においては、関係機関の連携、密輸リスクに対応した取締体制の充実・強化を図るとともに様々な捜査手法を活用して大口・巧妙化する密輸手口に対応することが必要である。

このため、関係機関による密接な連携の下、以下の対策を講ずることとする。

(1) 密輸等に関する情報収集の強化

国際物流や出入国旅客が増大する中、効果的な水際取締りを行うためには、取締り・検査対象を的確に絞り込むことが肝要であり、情報収集・分析能力の強化を図ることが不可欠である。

このため、以下のような取組を行う。

(民間からの情報収集の強化)

- ・ マスメディア、ホームページ等を効果的に活用し、薬物相談電話、密輸情報ダイヤル、海の緊急通報用電話番号118番等を積極的に広報するとともに、あらゆる機会を利用し、国民から広く密輸等の情報提供を求める活動を強化する。(警察庁、財務省、海上保安庁)
- ・ 漁業関係者、海事関係者、通関業者、船舶代理店、ボランティア団体等との連携等を通じ、密輸関連情報の提供要請及び通報体制の確立に努める。(警察庁、財務省、海上保安庁)

(組織・装備の強化)

- ・ 情報収集活動を一層強化するため、情報収集体制及び情報分析等に必要資機材等の整備を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(原料物質の輸出入対策・管理体制の強化)

- ・ 原料物質の適切な貿易管理のため、厳正な審査や広報啓発活動などを引き続き実施していく。(経済産業省)
- ・ 原料物質の国際的な輸出入動向と使用実態を把握するため、国際麻薬統制委員会（I N C B）との連携強化を図る。(経済産業省、厚生労働省)

(2) 密輸取締体制の強化・充実

巧妙化する密輸事犯の取締りを効果的・効率的に実施するため、関係機関による十分な連携を図るとともに、組織基盤の強化、捜査技法等の充実を図る必要がある。このため、以下の取組を行う。

(関係機関の連携強化)

- ・ 密輸入対策関係省庁会議等の場を通じ、薬物が積み出されるおそれの高い国・地域と関連する船舶、貨物、人等密輸情勢に関する情報等の一層の共有を図る。(警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 関係機関の専門性の相互補完のため、現場レベルでの情報交換の一層の推進、共同で行う船舶に対する検査、張込み、調査等の一層の連携強化を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 薬物の密輸入を想定した合同取締訓練を実施する。(警察庁、財務省、海上保安庁)
- ・ 国際郵便の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に協力を要請する。(総務省、財務省)

(海上、港湾等監視・取締体制の強化)

- ・ 沿岸や港湾等における監視体制の強化と不審な貨物や船舶に関する情報等の収集に努める。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 海上、港湾等における取締体制の強化のため、取締要員の増員を図るとともに、夜間捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇、航空機及び必要な資機材の整備を推進する。(警察庁、財務省、海上保安庁)

(密輸リスクに対応した取締りの実施)

- ・ 密輸関連情報の収集・分析能力等を一層向上させ、検査対象を絞り込んだ重点的な取締りに努める。(財務省)
- ・ 旅客・貨物に関する事前報告等を活用した取締りの充実・強化を図る。

(財務省)

- ・ 薬物密輸組織に対する視察内偵活動等の強化のための所要の体制の整備を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 要注意船舶・人等に関するデータベースの充実を図るとともに、集約した情報を分析評価の上、対象船舶等を絞り込み、効果的な監視・取締りを図る。(海上保安庁)

(密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等)

- ・ X線検査装置等の検査機器の適正配備に努め、これらを有効に活用した検査の強化を図る。(財務省)
- ・ 新たな隠匿方法に対処するため、最新の技術を採用した検査機器の調査・研究を進めるとともに、薬物の探知性能の向上を図る。(財務省)
- ・ 薬物密輸組織に対する視察内定活動等の強化のため必要な資機材の整備に努める。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(様々な捜査手法の活用)

- ・ 関係機関間の緊密な協力及び各種捜査手法の一層の向上と積極的な活用を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 新たな形態で密輸される薬物の発見及び追跡に関する捜査手法の研究を強化する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

目標 5

薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

近年、薬物密輸対策における国際連携の重要性が高まっている。我が国としては、引き続き、多様化する密輸ルート・手口の解明、薬物分析、関係国・機関との連携強化等を図るとともに、密輸リスクに対応した取締体制の充実・強化に取り組んでいく。また、覚醒剤等の製造地域も多様化しており、我が国としても、自らの薬物乱用防止に資するとの観点から、これまで以上に積極的な国際貢献を図り、安定的な国際環境の形成を目指していくことが重要となっている。

このため、以下の対策を講ずることとする。

(1) 多様化する密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化

不正薬物の密輸ルートについては、薬物の種類により仕出地、中継地等は異なっている。多様化する密輸ルートに的確に対応するため、摘発した不正薬物の仕出地、中継地を分析し、密輸ルートの解明に更に取り組むことが重要である。また、国際郵便を利用した密輸がなお発生しており、密輸防止にあたって関係各国と連携を図る必要がある。

このため、以下のような取組を行う。

(国際的な取締体制の構築)

- ・ 仕出国・地域及びその周辺国・地域との情報交換の一層の強化と密輸取締りのための国際的な共同オペレーションの進展を図る。(警察庁、海上保安庁、財務省)
- ・ 万国郵便連合(U P U)国際事務局を通じて、全加盟国の郵政関係機関に対し、我が国の薬物の輸入制限を通報するとともに、郵便物の引受検査の徹底による我が国への薬物の密輸防止への協力を要請する。(総務省)
- ・ 薬物の仕出国・地域に対するあらゆる機会を通じての取締りの強化を含めた積出防止措置の要請と過去の事案の事実関係等の確認を行う。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(密輸組織の実態解明と取締方策の充実)

- ・ 事件捜査を通じての背後関係を含めた薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努める。(警察庁、海上保安庁)
- ・ 密輸手口に応じた効果的な取締り及び捜査手法の研究を図る。(警察

庁)

- ・ メキシコルート等新たな密輸ルートの解明のための関係機関の連携を強化する。(海上保安庁)

(密輸等に関する薬物分析の推進)

- ・ 薬物の分析方法の研究・開発を継続しつつ、国連や関係国当局間と収集したデータを共有するためのネットワーク作りを進め、その整備強化を図る。(警察庁)
- ・ 関係省庁間ないし研究機関間で最新の鑑定・分析方法の情報交換及び薬物分析体制の強化を図る。(警察庁、海上保安庁、厚生労働省、財務省)

(2) 国際会議等、国際枠組みへの積極的な参画

各種の国際会議や地域会合では、情報交換や当局間の連携強化、あるいは新たな基準の策定に向けた協議等が活発に行われている。我が国としても、国際社会の動向を注視し、自ら積極的にこれに関与・貢献し、我が国国内への薬物乱用防止に役立てていくことが重要となっている。

このため、以下のような取組を行う。

- ・ 「国連麻薬委員会」を始めとする国際会議や各種の専門家会合等に積極参加し、我が国の取組や考えについて理解促進を図るとともに、諸外国関係機関との連携を一層強化していく。(警察庁、海上保安庁、厚生労働省、財務省、外務省)
- ・ 「アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議(HONLEA)」等の地域会議にも積極的に出席し、効果的な薬物対策に必要な国際的・地域的取組を推進するための施策に関する協議や知見の共有を図る。(警察庁、海上保安庁、厚生労働省、財務省)
- ・ 税関相互支援協定等の締結国の拡大を図るとともに、世界税関機構(WCO)加盟国による地域情報連絡事務所等の情報交換チャンネルの積極的活用を努める。(財務省)

(3) 我が国への主要な仕出国・地域等との連携・協力の推進

近年の仕出国・地域の多様化を受けて、我が国への主要な仕出国・地域との一層の連携を図るとともに、諸外国との幅広い協力体制を構築し、国際貢献を強化していくことが重要となっている。また、国際郵便を利用した密輸がなお発生しており、密輸防止にあたって関係各国と連携を図る必要がある。

このため、以下のような取組を行う。

- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている国における取締能力の向上を支援する。（警察庁）
- ・ アジア地域等の仕出国等に対して技術提供や情報交換を行い、国際的な連携協力の推進を図る。（厚生労働省、財務省）
- ・ 国際捜査共助、逃亡犯罪人引渡を積極的に活用した国際捜査協力を推進する。（警察庁、法務省）
- ・ 「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」等の開催を通じ、取締責任者間の意見交換及び知見の共有を引き続き促進する。（警察庁）
- ・ 海上における薬物取締りに関する各種セミナーの開催等を通じて、東南アジア諸国等の海上法執行能力の向上を図る。また、周辺国との間の国境を越えた統一的な海上取締対策の構築を推進する。（海上保安庁）
- ・ 協力文書の交換を実施している国の海上保安機関等との情報交換及び実務者交流を促進する。（海上保安庁）
- ・ 国連薬物犯罪事務所（UNODC）への拠出や我が国ODAの実施を通じて、アフガン及び周辺国や東南アジア等における薬物対策を支援する。（外務省）
- ・ 国際郵便を利用した薬物密輸事犯が摘発された場合は、引き続き当該事犯に係る仕出国の郵政関係機関に対して文書を個別に発出し、我が国における薬物の輸入制限について、郵便職員のほか、利用者へも周知を図るよう協力を要請する。（総務省）
- ・ 世界税関機構（WCO）加盟国によるアジア・大洋州地域情報連絡事務所等における薬物情報の収集・分析や薬物密輸阻止に関する多国間の取組を積極的に支援する。（財務省）
- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている東南アジア諸国等の海上取締機関を含む各取締機関の海上法執行能力の向上に寄与する。（海上保安庁）

●覚醒剤事犯検挙件数、検挙人員

(件、人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
検挙件数	20,343	17,955	20,273	17,480	17,169	16,043	16,468	17,163	17,109	16,689
検挙人員	14,794	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員

(人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
大麻	2,173	2,312	2,063	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692
麻薬・向精神薬	530	635	606	611	542	601	429	375	346	341
あへん	55	68	13	27	47	21	28	23	12	6

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物押収量

(kg、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
覚醒剤	493.5	411.3	122.8	144.0	359.0	402.6	369.5	310.7	350.9	466.6
乾燥大麻	558.2	642.6	652.4	233.8	503.6	382.3	207.4	181.7	141.1	332.8
大麻樹脂	323.9	327.5	233.9	98.7	56.9	33.4	17.4	13.9	28.4	42.5
コカイン	2.5	85.5	2.9	9.9	19.1	5.6	11.6	7.2	28.8	6.9
ヘロイン	5.1	0.0	0.1	2.3	2.0	1.0	1.2	0.3	3.6	0.1
あへん	6.5	2.0	1.0	28.1	19.6	6.6	3.2	3.7	7.6	0.2
MDMA等錠剤型合成麻薬	393,757	469,483	576,748	195,294	1,278,354	217,883	91,960	18,246	27,187	3,708

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

(注)「乾燥大麻」は大麻たばこを含む。

●少年の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総数	528	395	435	296	308	255	258	228	185	148
うち中学生	16	7	23	11	4	8	6	7	4	3
うち高校生	36	41	55	44	28	34	25	30	25	22

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総数	191	223	182	197	184	234	214	164	82	67
うち中学生	3	6	5	4	1	2	5	11	1	0
うち高校生	38	43	27	28	48	48	34	18	15	18

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総数	3,239	2,799	2,692	2,642	2,420	2,131
うち少年	308	255	258	228	185	148
うち20歳代	2,931	2,544	2,434	2,414	2,235	1,983

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総数	1,614	1,776	1,880	1,396	926	809
うち少年	184	234	214	164	82	67
うち20歳代	1,430	1,542	1,666	1,232	844	742

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況

(%)

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
小学校	開催校数	5,166	6,155	6,680	7,157	7,633	7,984	11,739	12,513	13,180	13,890
	開催率	22.5	27.1	29.6	32.0	34.5	37.5	54.0	62.3	62.6	65.9
中学校	開催校数	5,864	6,039	6,220	6,321	5,971	6,107	7,783	7,888	8,566	8,745
	開催率	53.4	55.5	57.1	58.3	55.7	58.4	72.8	79.1	81.6	82.7
高等学校	開催校数	3,273	3,274	3,287	3,302	3,039	3,084	3,731	3,663	3,835	3,850
	開催率	61.8	62.7	63.7	64.4	61.2	64.1	75.3	78.8	79.0	80.2
中等教育学校	開催校数	9	7	4	11	8	16	22	29	32	34
	開催率	52.9	41.2	22.2	40.7	25.8	44.4	52.4	63.0	66.7	70.8

出典：文部科学省調べ ※H22は東日本大震災のため、岩手県、宮城県、福島県を除いた結果

●覚醒剤事犯における再犯者率

(人、%)

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
検挙人員		14,797	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842
うち再犯者数		7,907	6,840	7,438	6,421	6,807	6,283	6,865	7,206	7,152	7,232
比率 (%)		53.4	55.2	54.9	54.3	55.7	55.9	57.8	59.1	59.2	61.1

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

(人、%)

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
検挙人員		14,797	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842
うち暴力団関係者		6,097	5,458	6,888	6,098	6,415	5,849	6,242	6,361	6,594	6,421
構成比 (%)		41.2	44.0	50.8	51.6	52.5	52.1	52.6	52.1	54.6	54.2

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物事犯におけるイラン人検挙人員等

(人、%)

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
来日外国人検挙人員		915	678	630	714	730	693	664	601	536	469
うちイラン人		166	108	116	104	134	171	143	70	48	35
構成比 (%)		18.1	15.9	18.4	14.6	18.4	24.7	21.5	11.6	9.0	7.5

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物密輸入事犯検挙件数・検挙人員

(件、人)

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
覚醒剤	件数	48	107	28	69	65	79	168	136	189	127
	人員	66	125	41	84	90	99	227	163	222	179
大麻	件数	224	201	147	122	72	83	46	25	34	50
	人員	256	230	153	130	76	90	49	26	34	69
麻薬・ 向精神薬	件数	60	64	29	38	60	42	54	33	27	37
	人員	62	77	23	44	67	53	59	33	24	41
あへん	件数	1	3	2	1	6	1	4	2	1	1
	人員	1	3	1	1	8	2	2	2	1	1
合計	件数	333	375	206	230	203	205	272	196	251	215
	人員	385	435	218	259	241	244	337	224	281	290

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ